

## 「高圧・特別高圧電気取扱業務」特別教育(学科)のご案内

札幌労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第4項)では、高圧・特別高圧電気取扱業務(充電電路又は当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務)に従事させる労働者に対し、事業者は一定科目、一定時間の学科及び実技の特別教育を実施しなければならないこととなっています。

つきましては、このたび当協会において、事業者の委託を受けて当該特別教育規定に基づき、法定の特別教育のうち学科について実施することとなりましたので、この機会に多数受講されますようご案内いたします

なお、高圧とは直流では750ボルトを、交流では600ボルトを超え、7000ボルト以下の電圧を言い、特別高圧とは7000ボルトを超える電圧を言います。

- 1 日 時 令和6年10月17日(木) 8時50分～17時10分 及び  
10月18日(金) 8時50分～13時  
(受付開始は各日8時20分から)
- 2 場 所 北海道トラック総合研修センター  
札幌市中央区南9条西1丁目 (食堂及び駐車場はありません)
- 3 受講料 当協会々員 12,100円 テキスト代 1,705円 合計 13,805円  
非 会 員 14,300円 テキスト代 1,705円 合計 16,005円
- 4 申込方法 (1) 裏面「受講申込書」に必要事項を記入し、郵送またFAXでお申し込み下さい。  
(申込先) 札幌労働基準協会  
060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 37山京ビル201号、  
(電話:011-757-0340、FAX:011-757-1803)  
(2) 受講票が送付されましたら、受講料・テキスト代を下記口座に振り込み願います。  
北洋銀行北七条支店 普通預金口座(0930447) 札幌労働基準協会  
(送金手数料は、貴社のご負担でお願いします。)
- 5 修了証 教育終了時に特別教育(学科)修了証を交付いたします。
- 6 申込受付 定員40名に達し次第締切ります。(定員は変更となる事があります)
- 7 留意事項 (1) 受講当日に欠席されますと、受講料はお返し出来ませんので予めご承知願います。  
(2) 会場には駐車場がありませんので特にご留意願います。

**裏面もご覧下さい**

安全衛生特別教育規程（抄）

科 目		範 囲	時 間
学	高圧・特別高圧の電気に関する基礎知識	高圧又は特別高圧の電気の危険性、接近限界距離、短絡、漏電、接地、静電誘導、電気絶縁	1.5時間
	高圧・特別高圧の電気設備に関する基礎知識	発電設備、送電設備、配電設備、変電設備、受電設備、電気使用設備、保守及び点検	2 時間
科	高圧・特別高圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用器具、活線作業用装置、検電器、短絡接地器具、その他の安全作業用具、管理	1.5時間
	高圧・特別高圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護、作業者の絶縁保護、活線作業用器具及び活線作業用措置の取扱、安全距離の確保、停電電路に対する措置、開閉装置の操作、作業管理、救急措置、災害防止	5 時間
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

.....切 ..... 取 ..... 線 .....

高圧・特別高圧電気取扱業務  
特別教育実施委託申込書

※	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所
		S H . .	〒 —
		S H . .	〒 —
		S H . .	〒 —
勤務先名称	(電話) —		

前記の者に対し労働安全衛生法59条第3項による「高圧・特別高圧電気取扱業務」について特別教育(学科)の実施を委託いたします。

会員・非会員の別	どちらかに○印を付けて下さい
----------	----------------

令和 年 月 日

札幌労働基準協会長 殿

□□□-□□□□

事業場所在地・名称

事業主氏名印

㊟